

(主な改正のポイント)

- ✓ 「京大病院や薬局など医療機関で従事する教職員・学生」以外の教職員・学生について、行動指針を京都大学や京都市・京都府が通知する行動指針に準ずることにした。それに伴い、薬学部・薬学研究科の行動指針の詳細を削除した。

分野主任や個々の構成員の内発的な自覚に基づく自律的規制を求めるようになっている。出来る限り緩い方向ではなく、厳しい方向で判断することを強く求めます。

薬学部・薬学研究科は医療・健康増進に関連する部局として、その構成員は新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症(COVID-19)への対策に規範となる行動をとる必要があります。各自がより厳しい意識のもとで、感染リスクをできるだけ排除する行動をとってください。国内外の感染状況等に十分留意し、感染リスクの低減の必要性に鑑み、広く研究科の皆様に遵守いただくようご協力をお願いいたします。なお、京大病院や薬局など医療機関で従事(実務実習含む)する教職員・学生は、京大病院や薬局の指針に従ってください。

参考： 京都大学が通知する行動指針 (<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus>)

#### 問い合わせ先

薬学研究科リスク管理委員会 080riskkanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp